

川崎市公告第1319号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和7年9月25日までに
撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和7年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 放置されている場所（住宅名）

久末表B市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 1台（久末表B市営住宅敷地内 駐輪場）